

第 10 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

1 届出手続

(1) 無料職業紹介事業の届出

イ 地方公共団体が事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に対して地方公共団体無料職業紹介事業届出書（様式第 1 号の 3）を提出することにより、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行うことができる。

(イ) 地方公共団体

地方公共団体には、都道府県、市町村等（東京都における特別区及び地方自治法第 284 条に規定する一部事務組合等を含む。）が含まれる。

（注）地方自治法

第 1 条の 3 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

2 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

(ロ) 地方公共団体の区域

当該無料職業紹介事業が地方公共団体の地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯する業務であることが必要であるが、必ずしも当該地区内の求人に限られるものではなく、地区外の求人であっても差し支えない。地区外の求職者にあっても同様とする。また、地方公共団体として無料職業紹介事業を実施する事業所は、当該地方公共団体が自ら行う行政政策を実施する上で附带的に必要な職業紹介を行うのであれば、必ずしも当該地方公共団体の区域内に所在する必要はない。

(ハ) 附帯業務

無料職業紹介事業が附帯する行政施策については、職業安定法第 33 条の 4 第 1 項に規定された「住民の福祉の増進、産業経済の発展」に資する施策とは、例示であり、これらに限定されるものではなく、例えば Uターン就職の促進等、地方公共団体において自ら行うべき行政施策であると判断されるものであれば認められる。

また、行政施策と無料職業紹介事業との関連性については、地方公共団体において、当該行政施策を効果的に実施する等の観点から無料職業紹介事業の実施が必要であると判断するものであればそれで足りる。

なお、当該業務が附帯業務であるか否かの判断は、地方公共団体無料職業紹介事業届出書の 5 欄における本体業務に関する概要等により行うものとする。

ロ 地方公共団体の行う無料職業紹介事業のイの届出書の提出は、第 5 の 2 の (4) のイに掲げる届出関係書類を事業主管轄労働局を経由して厚生労働大臣に提出することにより行う（法第 33 条の 4 第 1 項、則第 38 条第 1 項）。

なお、届出は事業主が行うものであるが、事業主の届出に際しては、無料職業紹介事業を行おうとする事業所ごとに地方公共団体無料職業紹介事業届出書又は地方公共団体無料職業紹介事業変更届（様式第 6 号）に記載するとともに、事業所ごとの地方公共団体無料職業紹介事業計画書（様式第 2 号）等の書類を併せて提出することが必要である（法第 33 条の 4、則 25 条の 4）。

ハ 届出書の提出を受けた事業主管轄労働局及び当該事業主が無料職業紹介事業を行おうとする各事業所の管轄労働局においては、当該業務が附帯業務であるか否かの判断は地方公共団体無料職業紹介事業届出書の 5 欄における本体業務に関する概要等により確認し、その

結果を事業主管轄労働局がとりまとめて本省に報告する。

- ニ 届出はその長（都道府県にあっては知事、市町村にあっては市町村長）が行うものであり、届出書の届出者の氏名の欄には都道府県にあっては知事名、市町村にあっては市町村長名を記載する必要がある。

また、地方公共団体として複数の担当部局が複数の事業所において無料職業紹介事業を行う場合、それぞれの事業所の名称・所在地、事業所ごとに選任した職業紹介責任者の氏名・住所等必要事項を記載し、それぞれの事業計画書を添付する必要がある。

- ホ 一般の無料職業紹介事業については、許可制であり、許可基準において事業所の位置、広さ、構造等に係る一定の基準を満たすこと及び事業所名称は利用者にとって業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介所」の文字を入れたものであることを要件としている。地方公共団体の行う無料職業紹介事業については、事業所について許可基準はないが、無料職業紹介事業を行うものであることが明確となるよう、また、職業安定機関と誤認を生ずるものでないよう、周知徹底指導を図ること。

(2) 事業主管轄労働局の行う事務

- イ 事業主管轄労働局は、当該地方公共団体の行う無料職業紹介事業の届出手続を受け付け、事業主属性に係る届出関係の事務を行うとともに、当該事業主の無料職業紹介事業届出書の提出を管理する。

ただし、事業所における第5の2の(4)のロの(1)から(4)までに掲げる事項の変更のみを届け出るときは、当該変更に係る事業所管轄労働局へ届出を行っても差し支えない（法第61条、則第38条）。

- ロ なお、事業主の住所が変更になった場合については、事業主管轄労働局において管理していた届出書の写しに連絡文を添えて新たな事業主の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、管理を移すのみで足りる。）。

(3) 事業所管轄労働局の行う事務

- イ 事業所管轄労働局は、当該事業主の届出手続に際し、事業主管轄労働局より連絡を受けて、事業主の届出手続の際添付される書類のうち、各事業所属性に係る第5の2の(4)のイの(1)から(5)までに掲げる書類を管理する。

- ロ このため事業所の変更の届出等の手続に際し、事業主管轄労働局に対し、届出書及び第5の2の(4)のイの(1)から(5)に掲げる書類が提出された場合においては、当該提出を受けた事業主管轄労働局は、その提出の都度、当該届出書の写しを作成し、添付書類とともに連絡文を添えて当該事業所管轄労働局に送付し、事業主管轄労働局において事業所台帳等の補正又は整備を行う（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

- ハ なお、事業所の所在地が変更になった場合については、当該事業所管轄労働局において管理していたイに掲げる書類に連絡文を添えて新たな事業所の所在地を管轄する労働局に引き継ぐ（同一労働局内においては、担当の管理に移すのみで足りる。）。

(4) 届出関係書類

無料職業紹介事業の届出関係書類は第5の2の(4)のイのとおりとする（法第33条の4、則第25条の4第2項）。

なお、地方公共団体無料職業紹介事業届出書、地方公共団体無料職業紹介事業計画書は、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通で足りる（則第38条第2項）。

(5) 職業紹介責任者の選任等

職業紹介責任者については、欠格事由（法第33条の4第2項において準用する第32条）に該当することなく及び業務を適正に遂行する能力を有する者（則第24条の6）のうちから選任すること（則第24条の6）。職業紹介責任者講習を受講していることその他を選任の要

第10 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

件としている（第3の3の(3)のホ参照）。

(6) 届出の受理

イ 届出書を受理したときは、届出書の写しに(7)により付与された届出受理番号及び届出受理年月日を記載するとともに、当該写しに次の記載例により地方公共団体無料職業紹介事業届出書が受理された旨を記載し、当該写し及び地方公共団体無料職業紹介事業計画書の写しそれぞれ一通を届出者に対して控として交付する。

〔記載例〕

職業安定法第33条の4第2項の規定による、 年 月 日付けの地方公共団体無料職業紹介事業に係る届出書については上記、届出受理番号、届出受理年月日により受理した。

ロ 届出者が当該区域内における法第33条の4第1項に規定する附帯業務として無料職業紹介事業を行う本来の業務が記載されていないなどにより、当該届出者に係る届出書を受理できない場合は次の様式により、無料職業紹介事業の届出が受理できない旨の書面を作成し、当該届出者に対して交付する。

(日本工業規格A列4)

年 月 日
殿
厚生労働大臣 印
年 月 日付けの地方公共団体無料職業紹介事業届出書（様式第1号の3）については、無料職業紹介事業を附帯して行う業務が記載されていないことにより、受理できない。
このため、法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を行うためには、所用の事項を記載の上、改めて同条に基づく届出を行うことが必要である。

(7) 違反の場合の効果

届出書を提出しないで無料職業紹介事業を行った者又は届出書又は届出関係書類に虚偽の記載をして提出した者の場合、法に違反するものとして、事業停止命令（法第33条の3第2項において準用する法第32条の9第2項）の対象となる。

2 変更の届出手続

(1) 無料職業紹介事業の変更の届出

無料職業紹介事業の変更の届出については、第9に準じて行うものとする。

(2) 変更届出関係書類

無料職業紹介事業の変更届出関係書類は、第5の2の(4)のロに掲げる書類とする（則第25条の4第1項）。

なお、無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）及び第5の2の(4)のロに掲げる書類のうち事業計画書（様式第2号）については、正本一通及びその写し二通を提出することを要するが、それ以外の書類については、正本一通及びその写し一通を提出することで足りる（則第38条第2項）。

(3) 違反の場合の効果

法に違反するものとして、事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

3 事業廃止届出手続

(1) 無料職業紹介事業の廃止の届出

無料職業紹介事業の廃止の届出については、第 4 の 5 の (2) に準じて行うものとする。

(2) 届出の効力

(1) の届出により、無料職業紹介事業は行えなくなるので、当該廃止の届出の後、再び無料職業紹介事業を行おうとするときは、新たに無料職業紹介事業の届出書を厚生労働大臣に提出し直す必要がある。

(3) 違反の場合の効果

無料職業紹介事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

4 名義貸しの禁止

(1) 名義貸し禁止の意義

名義貸しの意義については、第 3 の 3 の (3) のトの (ニ) によるものである（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 10）。

(2) 違反の場合の効果

無料職業紹介事業につき名義貸しを行った者は事業停止命令（法第 33 条の 4 第 2 項において準用する法第 32 条の 9 第 2 項）の対象となる。

5 職業紹介事業の取扱職種の範囲等

職業紹介事業の取扱職種の範囲等の手続については、第 7 に準じて行うものとする。

6 その他

(1) 地方公共団体の合併等に際しての取扱い

第 8 の 3 に準じて行うものとする。

(2) 地方公共団体が民間職業紹介事業者に委託して無料職業紹介事業を行うことについて

イ 地方公共団体が、無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託することは可能である。

ロ また、地方公共団体が無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要はないが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要がある。

ハ なお、職業紹介事業の委託に対して委託費等が支払われている場合であって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるケースについては、受託する民間職業紹介事業者は、職業紹介に関し、対価（委託費等）を（地方公共団体から）徴収して職業紹介事業を行う者と考えられることから、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要である。